令和４年度人事行政の運営等の状況の公表

１　職員の任免及び職員数に関する状況

（１）　職員採用の状況（R4.4.1～R5.3.31）

職　種 ＼ 男女別		男性（人）	女性（人）
一般行政職	一般事務	4	2
	公認心理師	0	1
	保健師	0	2
	保育士	0	1
	幼稚園教諭	0	2
技能労務職		0	0
計		4	8

（２）　退職の状況（R4.4.1～R5.3.31）

区　分	定年退職（人）	応募認定退職（人）	その他（人）				
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	1	0	2	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	2	0	0	0	0

北島町職員の退職管理に関する条例を制定し、退職管理を実施しています。

令和４年度退職者について、届出に該当する再就職はありませんでした。

（３）　職員数に関する状況（各年４月１日現在）

部　門 ＼ 区　分		職員数（人）		対前年増減数（人）
		令和３年	令和４年	
一般行政職	議　会	２	２	
	総　務	２１	２１	
	税　務	１２	１３	１
	農林水産	３	３	
	土　木	６	８	２
	民　生	２８	３１	３
	衛　生	２６	２９	３
	計	９８	１０７	９
教　育		３８	３３	－５
普通会計　計		１３６	１４０	４
公営企業等	水道事業	７	７	
	下水道	４	４	
	その他	７	７	
	計	１８	１８	
合　計		１５４	１５８	４

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除いています。

２　職員の人事評価の状況

能力及び業績に基づく公正な人事管理を行い、優れた人材の育成及び活用を図ることを目的として、人事評価を行っています。

３　職員の給与の状況

（１）　人件費の状況（普通会計決算）

区　　分	人口（人）	歳出総額Ａ（千円）	人件費 Ｂ(千円)	人件費率Ｂ/Ａ（%）
令和４年度	23,408	8,901,040	1,389,763	15.6

注）１　「人件費」には特別職に支給される給与・報酬などを含みます。

２　人口は、令和５年１月１日現在です。

（２）　職員給与費の状況（普通会計決算）

区　　分	職員数 Ａ（人）	給与費（千円）			１人当たり給与費 Ｂ/Ａ　（千円）
		給　料	諸手当	計 Ｂ	
令和４年度	140	474,794	237,333	712,127	5,087

職員数は令和４年４月１日現在の普通会計に属する人数です。

（３）　職員手当の状況（令和４年12月１日現在）

区　　分	支給金額等
期末手当 勤勉手当	支給月　期末手当　勤勉手当　合　計 ６月期　1.20月分　0.95月分　2.15月分 12月期　1.20月分　1.05月分　2.25月分
退職手当	勤務年数　自己都合　定年・応募認定退職 20年　19.6695月分　24.586875月分 25年　28.0395月分　33.270750月分 35年　39.7575月分　47.709月分 最高限度　47.709月分　47.709月分
扶養手当	子１人につき　月額 10,000円 子以外の扶養親族１人につき　月額　6,500円 特定期間の扶養親族たる子１人につき　月額　5,000円加算
住居手当	借家　月額 28,000円を限度に支給
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る ・自家用車等を使用の場合　距離に応じ2,000円～24,400円 ・交通機関等を利用の場合　最高50,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職に応じ29,000円～51,000円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務の場合に支給　（手当の種類　４種類）

（４）　職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和４年４月１日現在）

区　　分	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)	平均年齢（歳）
行　政　職	284,075	330,657	38歳 7月
技能労務職	366,894	400,864	53歳 6月

（5）　職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

区　　分		初　任　給（円）
一般行政職	高　校　卒	154,600
	短　大　卒	164,100
	大　学　卒	185,200

（6）　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,200	293,800	341,400
	高校卒	該当なし	259,800	該当なし

（7）　特別職の報酬等の状況（令和４年12月１日現在）

区　　分	給料・報酬月額（円）	期末手当の支給割合
町　　長	770,000	6月期　1.625月 12月期　1.675月 計　3.3 月
副　町　長	616,000	
教　育　長	569,800	
議　　長	330,900	
副　議　長	275,800	
議　　員	220,600	

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）　職員の勤務時間（標準的なもの）

１週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

（2）　休暇等

区　　分	内　　容
年次有給休暇	○1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができる。
病　気　休　暇	○負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要と認められる期間
特　別　休　暇 （主なもの）	○夏期休暇　5日 ○分べん　分べんの予定日前8週間目に当たる日から分娩の日の後8週間目に当たる日まで ○忌引　配偶者＝10日、父母＝7日、子＝5日、祖父母＝3日 その他＝規則に定める期間
介　護　休　暇	○配偶者、父母、子、配偶者の父母などで負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する2週間以上6ヶ月以下で必要な期間
育　児　休　業	○子が3歳に達する日までの期間

5　職員の分限及び懲戒処分の状況

区分	内　　容	令和４年度の状況
分限	分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障あり、又はこれに堪えない場合、その職に必要な適格性を欠く場合、廃職又は過員を生じた場合に、任命権者の権限で、降任、免職、休職、降給させることができるものです。	４人 （地方公務員法第28条第２項第１号適用）
懲戒	懲戒処分とは、法律、条例、規則又は規程に違反した場合、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に戒告、減給、停職又は免職となるものです。	いずれの処分もありません。

6　職員の服務の状況

地方公務員法30条の規定により、職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

また、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないとされており、営利企業等への従事も制限されています。

7　職員の研修の状況

研修機関等における研修の状況（R4.4.1～R5.3.31）

研修名	研修回数	参加者数	修了者数
新規採用職員研修	2	10	10
階層別職員研修	3	9	9
能力開発・向上研修	8	17	17

8　職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）　安全衛生管理体制の状況

労働安全衛生法等に基づき、職員の安全衛生管理組織を設置、健康管理の徹底及び快適な職場環境の形成を図っています。

委員会名	設置数
北島町労働安全衛生委員会	1

（2）　職員の健康診断の状況（令和４年度）

労働安全衛生法等に基づき、職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るため、定期健康診断等を実施した。

区　　分	受診者数（人）
定期健康診断	59
人間ドック	90

（3）　健康推進事業の状況

・健康相談

・健康管理啓発事業

（4）　福利厚生の状況

事業団体	内　容
市町村職員共済組合	短期給付及び長期給付等に関する事業を行っています。民間事業者に例えると、社会保険及び厚生年金等に相当します。
市町村職員互助会	共済組合事業を補完するもので、各種保険事業等を行っています。

（5）　共同互助会の状況（令和４年度）

会員数（人）	会員掛金（円）　A	補助金（円）　B	A：B
161	2,011,571	1,626,000	1：0.8

（6）　公務災害補償の状況

事業団体	内　容
地方公務員災害補償基金	公務員が公務上受けた労働災害を、公務災害といい、公務員災害補償法に基づく療養を受けます。

（7）　公務災害等の発生状況

令和４年度　該当なし

（8）　利益の保護の状況

1）勤務条件に関する措置の要求の状況

令和４年度　該当なし

2）不利益処分に関する不服申立の状況

令和４年度　該当なし